

情報公開推進会議の傍聴について

千葉県情報公開推進会議

傍聴要領(例)	傍聴要領
<p>1 傍聴手続</p> <p>(1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開始予定時刻までに、会場受付で氏名等を記入し、審議会の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。</p> <p>(2) 傍聴の受付は、先着順で行い、<u>定員になり次第、受付を終了します。</u></p>	<p>1 傍聴手続</p> <p>(1) 会議の傍聴を希望する方は、原則として会議開始予定時刻までに、会場受付で傍聴券を受け取り、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。</p> <p>(2) 傍聴の受付は、先着順で行い、<u>傍聴席が満席となった場合には、受付を終了します。</u></p>
<p>2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項</p> <p>(1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。</p> <p>(2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。</p> <p>(3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。</p> <p>(4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、<u>審議会等の会長の許可を得た場合はこの限りではありません。</u></p> <p>(5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。</p>	<p>2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項</p> <p>(1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。</p> <p>(2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。</p> <p>(3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。</p> <p>(4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、<u>会長の許可を得た場合はこの限りではありません。</u></p> <p>(5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。</p>
<p>3 会議の秩序の維持</p> <p>(1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、係員の指示に従ってください。</p> <p>(2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。</p>	<p>3 会議の秩序の維持</p> <p>(1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、係員の指示に従ってください。</p> <p>(2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。</p>

情報公開事務に係る苦情の処理結果について（報告）

平成17年11月15日

苦情処理調査部会

苦情処理結果 1

苦 情 の 内 容	1 苦情の趣旨は、『2005（平成17）年5月31日付け千葉県報に登載された「請求及び申出件数の多い順の請求者及び申出者の順位及び件数」作成の基となったリストにおける自己の情報（一県民としての請求の場合に限る）』等4件の自己情報不開示決定処分の取消しを求めるというものである。 2 苦情申出の理由等としては、おおむね、次のとおりである。 情報公開制度の運用状況として、請求件数上位者の請求件数一覧表が千葉県報に登載されている。しかし、県報にランキングを載せる必要などなく、おかしい。また、ランキングを載せるなら基礎資料を開示すべきである。 その背景として、千葉県情報公開推進委員会で議論されたことが生かされていない。
調 査 の 概 要	平成17年8月 1日 苦情申出書の受付け 平成17年8月 9日 苦情処理調査部会で審議 平成17年9月16日 申出人から苦情の趣旨等の聴取 平成17年9月27日 苦情処理調査部会で審議 平成17年9月30日 申出人に苦情処理結果を通知
処 理 結 果	本苦情は、自己情報不開示決定処分の取消しを求めるものとすれば、個人情報保護条例に基づく決定に関するものであり、また、申出人は特段の不利益を主張しているものではないことから、情報公開推進会議が担任する苦情として処理することは適当でない。 しかし、申出は、制度運用状況の公表の在り方に係るものとして受け止め、制度運用の改善に関する意見として取り扱うことが適当と判断し、情報公開推進会議に報告することとする。

苦情処理結果2

苦 情 の 内 容	商工労働部経営支援課職員が、情報公開における開示請求者名を開示請求対象文書の関係団体に漏洩した疑い（この団体の関係者が、県の職員から話を聞いたと身の回りの者に言ふらしている。）。
調 査 の 概 要	<p>平成17年8月10日 苦情申出書の受付け</p> <p>平成17年8月31日 実施機関（商工労働部経営支援課）から事実関係の聴取</p> <p>平成17年9月27日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>平成17年9月30日 申出人に苦情処理結果を通知 実施機関に是正等に関する意見を通知</p>
処 理 結 果	<p>平成17年8月31日に実施機関（商工労働部経営支援課）から聴取り調査を行ったところ、「経営支援課では内部調査及び関係者への聴取りを行い、その結果、平成17年8月3日に経営支援課の担当職員が、補助事業に関し補助団体と電話でのやり取りをする中で、開示請求者名（姓のみ）が流出したことが確認された。」との説明があり、当該事実関係を確認した。</p> <p>当情報公開推進会議は、開示請求者の保護は、情報公開制度の根幹にかかわるものであつて、外部に流出するようなことがあってはならないと考える。</p> <p>よって、千葉県知事に対し、次のとおり是正を求めた。</p> <p>情報公開推進会議（苦情処理調査部会）の意見</p> <p>調査の結果、県職員によって、開示請求者名が外部に流出したことが認められたことは、大変遺憾なことである。そもそも、情報公開制度において開示請求者に関する情報の保護は、制度の根幹にかかわるものであつて、開示請求者名が外部に流出するようなことがあってはならないものである。</p> <p>県においては、この事態を踏まえ、開示請求者名を流出した商工労働部において部内課長会議を開催し、再発防止の徹底を図るとともに、開示請求者に謝罪し、この流出した事実を公表した。</p> <p>また、情報公開条例を所管する総務部において、総務部長名で各実施機関に対し、平成17年8月26日付で、開示請求における請求者の情報の取扱いについて万全を期すよう通知するとともに、県庁職員向けホームページに同通知を掲載するなどの措置を講じている。実施機関においては、これらの措置を踏まえ、さらに再発防止に努められたい。</p>

苦情処理結果 3

苦 情 の 内 容	<p>1 苦情の趣旨は、平成17年4月1日以降作成され、部分開示された事故報告書について、不開示の判断となる情報公開条例の解釈・運用が課・班によって内容が異なるため是正してほしいというものである。</p> <p>2 苦情申出の理由等としては、おおむね次のとおりである。</p> <p>今年度に入ってから、不開示部分が極端に増えており、他の事故報告書でも、不開示基準が定まっておらず、不開示部分が増えたり減ったりしている。</p> <p>具体的には、事故報告書の作成年月日について、指導課は開示しているが、教職員課は不開示としている。また、体罰事故報告書については、申出人が指摘し、児童・生徒の怪我の程度のみ不開示から開示するようになった。</p> <p>さらに、新聞沙汰になったから不開示を増やすという行為は是正すべきである。</p>	
	平成17年 5月27日	口頭で申出
調 査 の 概 要	平成17年 8月 9日	苦情処理調査部会で審議
	平成17年 8月25日	苦情申出書の受け付け
	平成17年 9月20日	申出人から調査事項について回答書（平成17年9月16日付け）受け付け
	平成17年 9月27日	苦情処理調査部会で審議
	平成17年10月21日	実施機関から事情の聴取
	平成17年10月31日	苦情処理調査部会で審議
	平成17年11月 9日	申出人に苦情処理結果を通知
	【実施機関】教育委員会（教育振興部指導課） (教育振興部教職員課)	
処 理 結 果	<p>調査の結果、事故報告書の開示・不開示の判断は、実施機関において、答申先例に基づき統一的な運用に努め、すなわち、報告書に記録されている情報、事故に関する新聞報道等の状況などを総合的に勘案し、個人が識別されないよう慎重に判断し決定しているとの説明を受けた。</p> <p>生徒の暴力行為に関する事故報告書等における個人に関する情報については、特に慎重な対応が必要であり、報告書ごとに個別に判断し、不開示部分が報告書によって異なることがあることも首肯できる。</p> <p>なお、同一の事故報告書における児童・生徒の怪我の程度の記載部分について、平成17年5月の決定では不開示とし、6月には開示としたことは、不開示情報の解釈・運用を変更したものではなく、当該事案に関しては、個人識別性がないと改めて判断したものであったとのことである。</p> <p>したがって、本件苦情は、行政文書部分開示決定に対する不服と解されることから、情報公開推進会議が担任する苦情として処理することは適当でないと判断する。</p>	

苦情処理結果4

苦 情 の 内 容	1 苦情の趣旨 千葉県個人情報保護条例の解釈運用に疑義があり、主権者県民の権利が侵害されている。
	2 苦情申出の理由等としては、おおむね次のとおりである。 高校の職員会議において行った自らの発言の記録の開示を求めて、「高校の職員会議（平成17年3月23日）における自己の発言のすべて」という自己情報開示請求を行ったところ、実施機関は、請求人に係る自己情報がないことを理由に不開示決定を行った。 そこで、申出人は、会議録に係る自己情報訂正請求を行った。これに対し、実施機関は「開示請求に基づく開示を受けた自己情報が存在しない」として請求を却下した。 実施機関は、自らの都合で申立人の発言を記録せず、記録がないことをもって追加訂正しない。
調 査 の 概 要	平成17年10月 7日 苦情申出書の受付け 平成17年10月31日 苦情処理調査部会で審議 平成17年11月 9日 申出人に苦情処理結果を通知 【実施機関】教育委員会（県立高等学校）
処 理 結 果	本件苦情は、個人情報保護条例に基づく決定に関するものであり、情報公開推進会議が担任する苦情として処理することは適当でない。

苦情処理結果5

苦 情 の 内 容	1 苦情の趣旨 千葉県個人情報保護条例の解釈運用に疑義があり、主権者県民の権利が侵害されている。 2 苦情申出の理由等としては、おおむね次のとおりである。 高校の職員会議において行った自らの発言の記録の開示を求めて、「高校の職員会議（平成17年3月23日）における自己の発言のすべて」という自己情報開示請求を行ったところ、実施機関は、請求人に係る自己情報がないことを理由に不開示決定を行った。 そこで、申出人は、会議録に係る自己情報訂正請求を行った。これに対し、実施機関は「開示請求に基づく開示を受けた自己情報が存在しない」として請求を却下した。 実施機関は、自らの都合で申立人の発言を記録せず、記録がないことをもって追加訂正しない。
調 査 の 概 要	平成17年10月 7日 苦情申出書の受け付け 平成17年10月31日 苦情処理調査部会で審議 平成17年11月 9日 申出人に苦情処理結果を通知 【実施機関】教育委員会（県立高等学校）
処 理 結 果	本件苦情は、個人情報保護条例に基づく決定に関するものであり、情報公開推進会議が担任する苦情として処理することは適当でない。

政法第159号
平成17年8月26日

各課・局・室等の長
各出先機関の長 様
各実施機関の長

総務部長

開示請求における請求者の情報の適正な取扱いについて（通知）

本県における情報公開制度については、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）において開示を請求する権利や開示請求の手続などが定められ、条例の運用に当たっては、開示請求権を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないとされているところです。

しかしながら、先般、一実施機関において開示請求者の氏名が職員により流出するという大変残念な事例が発生しました。

情報公開制度において、開示請求者の情報の保護は、制度の根幹にかかわるものであって、個人であると団体であるとにかくわらず、慎重な取扱いが求められ、外部に流出するようなことがあってはならないものです。

については、情報公開制度の適正な運用を図り、いやしくも県政に対する信頼を損なうことのないよう、開示請求者の情報の取扱いに万全を期すとともに、所属職員にその趣旨を徹底されるよう通知します。

経 第 149 号
平成 17 年 10 月 3 日

部内各課・出先機関の長様

商工労働部長

情報公開に係る事務の適正な取扱いの徹底について（通知）

このことについて、先に発生した部内職員による開示請求者名の流出事案に
関し、千葉県情報公開推進会議から知事あて下記内容のとおり是正に関する意
見が通知されました。

については、情報公開における開示請求者の情報の取扱いをはじめ、情報公開
に係る事務の適正な取扱いにつき、部として改めて万全を期すとともに、所属
職員にその趣旨を徹底されるよう配意願います。

記

情報公開推進会議（苦情処理調査部会）の意見

調査の結果、県職員によって、開示請求者名が外部に流出したことが認め
られたことは、大変遺憾なことである。そもそも、情報公開制度において開
示請求者に関する情報の保護は、制度の根幹にかかわるものであって、開示
請求者名が外部に流出するようなことがあってはならないものである。

県においては、この事態を踏まえ、開示請求者名を流出した商工労働部に
おいて部内課長会議を開催し、再発防止の徹底を図るとともに、開示請求者
に謝罪し、この流出した事実を公表した。

また、情報公開条例を所管する総務部において、総務部長名で各実施機関
に対し、平成 17 年 8 月 26 日付けで、開示請求における請求者の情報の取
扱いについて万全を期すよう通知するとともに、県庁職員向けホームページ
に同通知を掲載するなどの措置を講じている。

実施機関においては、これらの措置を踏まえ、さらに再発防止に努められ
たい。

政法第207号

平成17年10月31日

各課・局・室等の長

各出先機関の長 様

各実施機関の長

総務部長

行政文書開示請求があつた場合の事務処理上の留意点について（通知）

先般、一実施機関で発生した開示請求者名の流出事例に関して、千葉県情報公開推進会議会長から、別添写しのとおり通知されました。

開示請求者の情報の適正な取扱いについては、平成17年8月26日付け政法第159号をもって通知したところですが、流出事例の再発を防止し開示請求者の情報の取扱いに万全を期するため、別紙のとおり事務処理上の留意点を整理したので、改めて所属職員にその趣旨、取組を徹底されるよう通知します。

別紙

行政文書開示請求があった場合の事務処理上の留意点について

1 開示請求者の情報の保護（基本的な考え方）

- 情報公開制度において、開示請求者の情報の保護は、制度の根幹にかかわるものであって、個人であると法人であるとにかくわらず、慎重な取扱いが求められること
- 開示請求者の情報は、開示請求の処理に必要最小限の範囲の職員が保有すること
- 開示請求者の情報は、開示請求の処理その他情報公開条例の目的に資する場合に利用されるものであること

2 開示請求を処理する上で、開示請求者の情報の保護に関し特に留意すべき事項（具体的留意点）

(1) 開示請求書の受け付け

- 受付けの必要以上に開示請求者の属性に関する情報や請求目的等に関する情報など収集しないこと
- 開示請求書を必要以上にコピーしないこと
- 開示請求書をファックス送信しなければならないときには、開示請求者の住所・氏名等をマスキングするようにするとともに、その送信先を間違えることのないようにすること
- 来客の見易い場所に開示請求書を放置しないこと
- 開示請求者に電話等しようとするときは、開示請求者本人であることを確かめ、開示請求者以外の者に対し開示請求の事実を知らせないようにすること

(2) 開示決定等

- 県以外の第三者への意見照会を行う場合の当該第三者を含め、県以外の者に対して開示請求者の情報を提供しないこと
- 開示請求の処理を行う職員は、開示請求者の情報をその処理等に必要な範囲で利用するものとし、みだりに他の職員に提供しないこと
- 国や他の地方公共団体からの照会に対して、安易に開示請求者に関する情報を提供しないこと
- 開示決定等の事務処理は、なるべく執務室内で行い、開示請求書等をむやみに執務室外へ持ち出さないこと
- やむを得ず執務室以外の場所へ開示請求書を持ち込む際には、置き忘れないようすること

(3) 開示の実施

- 開示の実施に当たっては、開示決定通知書等により開示請求者又は代理人であることを確認して行うこと
- 開示の実施の際には、他の来客等に注意し、開示請求者の情報が伝わらないようにすること

(4) その他

- 公衆に開かれた場所で、開示請求者に関する話題を取り上げないこと
- 開示請求等に関する情報が記録されたパソコンや文書等は、ロッカー、机の引出し等に収納して帰庁すること
- 開示請求等に関する文書等を廃棄する際には、裁断や破碎の方法によること

(写)

情公推第 6 号の2

平成17年9月30日

千葉県知事 堂本 晓子 様

千葉県情報公開推進会議

会長 多賀谷 一照

実施機関の情報公開に係る事務について（通知）

このことについて、平成17年8月22日付けで通知し、同年8月31日実施した苦情調査にて改善の必要が認められたので、千葉県情報公開条例第27条の2第4項及び千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領第8条第3項の規定により、別紙のとおり是正等に関する意見を通知します。

1 苦情の内容

商工労働部経営支援課職員が、情報公開における開示請求者名を開示請求対象文書の関係団体に漏洩した疑い（この団体の関係者が、県の職員から話を聞いたと身の回りの者に言いふらしている。）。

2 調査結果の概要

当推進会議に申出のあった上記苦情について、平成17年8月31日に実施機関（商工労働部経営支援課）から聴取り調査を行ったところ、「経営支援課では内部調査及び関係者への聴取りを行い、その結果、平成17年8月3日に経営支援課の担当職員が、補助事業に関し補助団体と電話でのやり取りをする中で、開示請求者名（姓のみ）が流出したことが確認された」との説明があり、当該事実関係を確認した。

3 情報公開推進会議（苦情処理調査部会）の意見

調査の結果、県職員によって、開示請求者名が外部に流出したことが認められたことは、大変遺憾なことである。そもそも、情報公開制度において開示請求者に関する情報の保護は、制度の根幹にかかわるものであって、開示請求者名が外部に流出するようなことがあってはならないものである。

県においては、この事態を踏まえ、開示請求者名を流出した商工労働部において部内課長会議を開催し、再発防止の徹底を図るとともに、開示請求者に謝罪し、この流出した事実を公表した。

また、情報公開条例を所管する総務部において、総務部長名で各実施機関に対し、平成17年8月26日付で、開示請求における請求者情報の取扱いについて万全を期すよう通知するとともに、県庁職員向けホームページに同通知を掲載するなどの措置を講じている。

実施機関においては、これらの措置を踏まえ、さらに再発防止に努められたい。

資料 3

実施機関別請求件数

年度	平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
知事部局	総合企画部	472	2.0%	220	1.1%	124	0.8%	329	3.5%
	総務部	2,386	10.2%	2,428	12.6%	2,287	14.9%	1,594	17.1%
	健康福祉部	511	2.2%	3,467	18.0%	849	5.5%	579	6.2%
	環境生活部	912	3.9%	434	2.3%	606	4.0%	935	10.0%
	商工労働部	39	0.2%	113	0.6%	33	0.2%	111	1.2%
	農林水産部	994	4.3%	1,028	5.3%	120	0.8%	242	2.6%
	県土整備部	432	1.9%	543	2.8%	369	2.4%	367	3.9%
	出納局	30	0.1%	10	0.1%	4	0.0%	2	0.0%
小計			5,776	24.8%	8,243	42.9%	4,392	28.7%	
企画管理部			5,400	23.1%	3,066	15.9%	1,342	8.8%	
教育委員会	学校指導部	指導課	1,557	6.7%	2,297	11.9%	1,910	12.5%	
		教職員課	—	—	—	3,742	24.5%	2,270	24.3%
		高校教育課	2,125	9.1%	2,702	14.0%	—	—	
		義務教育課	1,354	5.8%	863	4.5%	—	—	
		その他	728	3.1%	53	0.3%	661	4.3%	
	生涯学習部	生涯学習部	311	1.3%	374	1.9%	—	—	
		教育機関	548	2.3%	147	0.8%	173	1.1%	
		県立学校	3,699	15.9%	1,055	5.5%	209	1.4%	
小計			15,722	67.3%	10,557	54.9%	8,037	52.5%	
監査委員			303	1.3%	112	0.6%	2,198	14.4%	
人事委員会			669	2.9%	14	0.1%	51	0.3%	
企業庁			472	2.0%	45	0.2%	69	0.5%	
その他			389	1.7%	252	1.3%	552	3.6%	
合 計			23,331	100.0%	19,223	100.0%	15,299	100.0%	
			9,354	100.0%					

(注) 13年度 総合企画部=企画部

13年度、14年度県土整備部=土木部及び都市部

15年度から学校指導部及び生涯学習部は教育振興部へ

2005年9月9日(金)

第05036号の1

千葉県情報公開推進会議

委員長様

主権者・県民

千葉県における公正な情報開示について（要請）

先に、千葉県知事堂本曉子さんに指摘をしたところですが、千葉県における公正な情報公開に関して直接職責を負う貴推進会議に以下要請をします。

2005年9月6日(火) 9時半頃、私は千葉県情報公開・個人情報センター（以下、「センター」という。）において、千葉県教育委員会委員長に対し、千葉県立[]高等学校長が同教育委員会に発出した事故報告書の開示請求を行いました。

これに対し千葉県教育庁企画管理部教育総務課教育情報室[]（以下、「[]」という。）から、同午後12時過ぎ電話がありました。その内容は概ね以下の通りです。

[]「今日、[]高校の事故報告書の開示請求をしましたね」

[]「はい」

[]「絞ってもらえないですかね。例えばセクハラに関する事故報告書とか体罰に関する事故報告書とか」

[]「それはおかしいのではないですか。[]高校からどのような報告書があがっているか分からないから請求しているのに絞りこめというのは。請求内容の制約、制限につながりませんか」

[]「教職員課が言うには、『[]高校からの事故報告書はたくさんある』ということなんですよ」

[]「この学校に多くの問題があるのは知っていますが、そんな



にたくさん事故報告書が上がっていれば、新聞にも報道されているでしょう」

「何とかなりませんかね」

「おかしい話ですよ」

からの連絡を受け、私は直ちにセンター職員 [REDACTED] 氏（以下、「[REDACTED]」という。）に、次の指摘を行いました。

「窓口に対して、正式に相談を申し込みます。今、[REDACTED] から請求を絞ってくれという電話がありました。理由は教職員課が『[REDACTED] 高校から上がってきてている事故報告書がたくさんある』ということでした。確かにあの学校には多くの問題があることは知っていますが、開示に支障が出るほど多くの事故報告があがっていると思えません。嘘ではないですか。このようなことを放置していると、行政による請求権の制約、コントロールにつながります。どのような事故報告が上がっているから分からないから請求しているのです。至急調査の上、何がどうなっているのか教えてください」

[REDACTED] 「分かりました」

この後しばらくして、[REDACTED] より電話連絡がありました。

「連絡を取りました。『条例に基づいて、適正に開示を行う』ということでした」

「あたりまえでしょう、そんなこと。一体何がどうなってしまっているか、調査をしていただきたいとお願いしたはずです。教職員課が言うように、[REDACTED] 高校からの事故報告書が、開示に差し支えるほど本当に多くあがっているのか調べていただきたいとお願いしたはずです。丸め込むようなことをしないでください」

この後、[REDACTED] から電話がありました。しかし当方としては[REDACTED] を窓口として相談しているからと説明しました。そして[REDACTED] に以下のことを指摘しました。

[REDACTED] の問題言動は今回ばかりのことではない。8月29日午前、センターにおいて他県民と共に自己情報訂正請求を行った。その訂正主旨は、[REDACTED] 高校職員会議における私たちの発言が職

員会議録に記載されていないからだった。そのとき、どこからともなくセンター窓口に現れた [] が、傍から口を開いて「発言は事実としてあった」が、「予期せぬ発言だったので記載しなかった」、「突然の発言だったので記載しなかった」、「職員会議録に詳細な記録を書くなどとは決まっていない」と一方的に言った。そこで当方より「国会の質疑応答とは異なるのだから、会議における発言が突然なことは当然だし、予期せぬ内容だから会議録に記載しなかったというのは、どう考えても理由にならない。このような恣意的な判断で条例を解釈運用しているのか。まして、発言があった事実を把握しているのなら、逆にその発言を議事録に残しましょうというべきではないか。

教育庁において主として情報開示の窓口業務を担当する [] は、開示請求者である者を主権者県民として見ずに、指導監督すべき学校職員と誤解しています。しかもその根底には、県民の権利擁護の立場に立たず、行政側の利益を専らにする態度に終始しています。これでは、公正な情報公開制度の運用が危ぶまれます。そしてこのような事情を知りながら、これを放置するセンター職責に不審の念を抱かざるを得ません。

至急この間の事情を精査され、県政に誤解と歪みが生じないために、特にセンターにおける一層の正義及び公正の確保、県民擁護の立場の確認、他機関等への指導や是正等の権限行使の確認を図られるよう強く要請します。

以上

付記

正確を期すために、自己情報不開示決定に係る異議申立ての写しを添付します。

千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県行政組織条例（昭和32年千葉県条例第31号）第34条の規定により、千葉県情報公開推進会議（以下「推進会議」という。）の議事及び運営に關し必要な事項を定めるものとする。

第2章 議事及び運営

(調査審議の方法)

第2条 会長は、調査審議のため必要があると認めるときは、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）に規定する実施機関及び千葉県議會議長（以下「実施機関等」という。）その他必要と認めるものに行政文書の提示、資料の作成を求めるものとする。

2 会長は、調査審議のため必要があると認めるときは、推進会議に關係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くものとする。

(会議録の作成)

第3条 推進会議は、次の事項を記載した会議録を作成する。

- (1) 会議の日時
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議に付した議題
- (4) 議事の概要
- (5) その他必要な事項

2 会議録には、会長及び会長が指名する委員1名が署名する。

第3章 意見の聴取

(意見聴取の方法)

第4条 推進会議は、条例第27条の2第2項及び千葉県議会情報公開条例（平成13年千葉県条例第49号。以下「議会条例」という。）第28条の2第2項の規定による意見を、原則として、情報公開制度の運営の改善に関する意見書（別記第1号様式）により聴取するものとする。

第4章 苦情の処理

(苦情の申出の方法)

第5条 推進会議は、条例第27条の2第3項及び議会条例第28条の2第3項の規定による苦情の申出を、原則として、情報公開事務に係る苦情の申出書（別記第2号様式）により受けるものとする。

(苦情の調査)

- 第6条 前条による苦情の申出があったときは、苦情処理調査部会（以下「部会」という。）が苦情に係る調査（以下「苦情調査」という。）を行うものとする。
- 2 苦情調査は、原則として、部会長が部会を構成する委員のうちから指名する委員（以下「調査委員」という。）が行うものとする。
 - 3 苦情調査は、苦情を申し出たもの（以下「申出人」という。）の申出事項に関する実施機関等に対しては、必要に応じて、書面若しくは口頭による説明、資料の提出又は文書の提示を求め、又は実地調査などの方法により行う。
 - 4 苦情調査は、申出人に対しては、必要に応じて、申出人から書面又は口頭により説明を求めるなどの方法により行う。
 - 5 前2項に定めるものほか、調査委員が特に必要があると認めるときは、実施機関等又は申出人以外の第三者（以下「第三者」という。）から申出人の申出事項に関し知っている事実を聞くことができるものとする。

(調査の通知)

- 第7条 部会は、前条第3項又は第4項の規定による苦情調査を行おうとするときは、関係する実施機関等又は申出人に対し、苦情調査実施通知書（別記第3号様式）により、調査内容その他必要な事項を通知するものとする。
- 2 部会は、前条第5項の規定により第三者から聞こうとするときは、当該第三者に通知するものとする。

(苦情処理の検討)

- 第8条 調査委員は、苦情調査の結果を部会に報告するものとする。
- 2 部会は、前項の報告に基づき、苦情の処理に関する検討を行う。
 - 3 前項による検討の結果、関係する実施機関等の対応に問題があつたと認めたときは、部会は関係する実施機関等に対し、当該問題点を指摘し、是正等に関する意見を通知するものとする。

(処理結果の通知)

- 第9条 部会は、申出のあつた苦情の処理の結果について、速やかに処理結果通知書（別記第4号様式）により申出人に通知するものとする。
- 2 部会は、申出のあつた苦情の処理の結果について、必要に応じて実施機関等又は第三者に通知するものとする。

(推進会議への報告)

- 第10条 部会は、推進会議に対して苦情の処理に関する状況を報告するものとする。

第5章 支障事案等調査

(実施機関等の報告)

- 第11条 実施機関等が、制度の円滑な運営に支障があると考えられる請求事案その他特異な事案（以下「支障事案等」という。）を部会に報告しようとするときは、支障事案

等報告書（別記第5号様式）によるものとする。

（支障事案等の調査）

- 第12条 部会は、前条の規定により報告のあった事案又は推進会議から特に調査を付託された事案につき、請求の実態、実施機関等の対応について調査を行うものとする。
- 2 第6条第2項及び第3項の規定は、前項の調査について準用する。
- 3 部会は、前2項の規定により、支障事案等の調査を行おうとするときは、支障事案等調査実施通知書（別記第6号様式）により実施機関等に通知するものとする。
- 4 部会は、支障事案等の調査のため必要があると認めるときは、調査委員をして、開示請求者等に請求意図等を確認させるものとする。
- 5 部会は、前項の規定により確認させようとするときは、開示請求者等に通知するものとする。

（調査結果の報告）

- 第13条 調査委員は、支障事案等の調査の結果を部会に報告するものとする。
- 2 部会は、支障事案等の調査の結果をまとめ、推進会議に報告するものとする。

第6章 補則

（部会長の専決事項）

- 第14条 次の各号に掲げる事項は、部会長において専決により処理することができる。
- (1) 第7条第1項及び第2項並びに第12条第3項に規定する調査の通知
(2) 第9条第1項及び第2項に規定する処理の結果の通知
(3) 第12条第5項に規定する確認の通知

（部会の会議の特則）

- 第15条 会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に出席し、意見を述べることができる。
- 2 部会長は、事案の重要性により必要があると認めるときは、部会の会議に会長の出席を求め、意見を聞くことができる。

（準用）

- 第16条 第2条及び第3条第1項の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「推進会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

（部会の会議の会議録）

- 第17条 部会の会議の会議録には、部会長が署名する。

（雑則）

- 第18条 この要領に定めるもののほか、推進会議の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年8月18日から施行する。

別記

第1号様式(第4条)

情報公開制度の運営の改善に関する意見書

年 月 日

千葉県情報公開推進会議

会長 様

郵便番号

住 所

氏 名

[法人その他の団体にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名]
連絡先電話番号 () -

担当者名

(法人その他の団体の場合に記載してください。)

□千葉県情報公開条例第27条の2第2項

□千葉県議会情報公開条例第28条の2第2項 の規定により、次のとおり情報公開
制度の運営の改善に関する意見を述べます。 ※いずれかにレ印を付してください。

意見の内容	
-------	--

第2号様式(第5条)

情報公開事務に係る苦情の申出書

年 月 日

千葉県情報公開推進会議

会長 様

郵便番号

住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

連絡先電話番号()

担当者名

(法人その他の団体の場合に記載してください。)

□千葉県情報公開条例第27条の2第3項

□千葉県議会情報公開条例第28条の2第3項 の規定により、次のとおり情報公開事務に係る苦情を申し出ます。 ※いずれかにレ印を付してください。

申出に係る苦情の原因となる事務を行つた実施機関等	実施機関 () 担当課(所) ()
申出に係る苦情の原因となる事実	
苦情の趣旨	
苦情の理由	

注:千葉県情報公開条例又は千葉県議会情報公開条例の規定により、次のような苦情は申し出ることができません。

- (1) 千葉県情報公開審査会の調査権限についての苦情
- (2) 開示決定等について行政不服審査法による不服申立てをすることができるものに係る苦情
- (3) 開示決定等について行政不服審査法による不服申立てを行った場合における当該不服申立てに係る苦情

第3号様式（第7条第1項）

(その1)

苦情調査実施通知書（実施機関等）

第
年
月
号

様

千葉県情報公開推進会議
会長

- 千葉県情報公開条例第27条の2第3項
 千葉県議会情報公開条例第28条の2第3項 の規定により、情報公開事務に係る
苦情が寄せられました。
苦情の処理のため、次のとおり調査を行いたいので通知します。

対象とする担当課 (所)	
調査委員	苦情処理調査部会 調査委員
苦情の内容	
調査の内容	

※ 具体的な調査の方法・日時等については、別途調査委員から御連絡します。

第3号様式(第7条第1項)
(その2)

苦情調査実施通知書(申出人)

第 年
月

様

千葉県情報公開推進会議
会長

年 月 日付けであなたから申出があった情報公開事務に係る苦情について、
その処理を行うため次のとおりあなたから調査を行いたいので通知します。

調査委員	苦情処理調査部会 調査委員
苦情の内容	
調査の内容	

※ 具体的な調査の方法・日時等については、別途調査委員から御連絡します。

第4号様式（第9条第1項）

処理結果通知書

第 年 月 号
年 月 日

様

千葉県情報公開推進会議
会長

年 月 日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	
調査委員	

第5号様式(第11条)

支障事案等報告書

第 年
月 日

千葉県情報公開推進会議

会長 様

(実施機関等)

情報公開制度の円滑な運営に支障があると考えられる請求事案その他特異な事案がありましたので、次のとおり報告します。

支障事案等 発生年月日	年 月 日
事案の内容	
実施機関の対応 方針	
特記事項	

第6号様式(第12条第3項)
支障事案等調査実施通知書

第 年 月 号
日

様

千葉県情報公開推進会議
会長

年 月 日付けで報告のあった支障事案等について、次のとおり調査を行いたい
ので通知します。

対象とする担当課 (所)	
調査委員	苦情処理調査部会 調査委員
調査の内容	

※ 具体的な調査の方法・日時等については、別途調査委員から御連絡します。